

証券税制 Q & A

教えて！

小谷野先生



所得税編

Q1 私は、現在特定口座を開設して上場株式の取引を行っています。このたび、会社の人事異動で海外に転勤することになり、帰国は5年後を予定しています。その場合に現在ある特定口座はどのような取り扱いになるか教えてください。

A1

1 海外出国時は原則として口座廃止

特定口座は居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者(以下「居住者等」といいます)に該当する場合のみ利用できます。居住者とは、国内に「住所」を有し、または、現在まで引き続き1年以上「居所」を有する個人をいい、海外転勤のようなケースでは日本国内における居住者等には該当しなくなりま

2 出国口座での保管

特定口座を開設している金融機関等に対して、特定口座内保管上場株式等のすべてにつき、以下の手続きを行うことで、海外転勤後も引き続き金融機関等にある口座(出国口座といいますが)において保管することができ、帰国後に再度その金融機関等の特定口座に移管することができます。

「特定口座継続適用届出書」を提出すること

- ① 提出者の氏名、生年月日および住所
② 届出書の提出先の金融機関等の名称および所在地
③ 出国前特定口座に係るすべての特定口座内保管上場株式等を出国口座に保管委託する旨
④ 出国前特定口座の名称および記号または番号
⑤ 出国する予定年月日および帰国年月日等

- (2) 帰国後、「特定口座開設届出書」と併せて次の事項を記載した「出国口座内保管上場株式等移管依頼書」を提出すること
① 提出者の氏名、生年月日および住所
② 依頼書の提出先の金融機関等の名称および所在地
③ 出国口座に係る上場株式等を特定口座に移管することを依頼する旨
④ 移管する上場株式等の種類、銘柄および数
⑤ 出国をした年月日お

小谷野幹雄 (こやの・みきお)
公認会計士・税理士・証券アナリスト・MBA
早稲田大学在学中に公認会計士2次試験に合格。大手証券会社に入社し株式公開業務、企業ファイナンス業務に従事。
ニューヨーク大学経営大学院でMBA取得後に独立。1996年小谷野公認会計士事務所を設立。英国機関から税理士サービス業務についてISO9001の認証を受ける。
ホームページアドレス
http://www.koyano-cpa.gr.jp/

の間に、その出国口座への受け入れまたは払い出しが行われない場合における上場株式等と同一銘柄の上場株式等とされています。
3 出国時の留意点
一度特定口座から一般口座に移管した上場株式等を、再度特定口座に移管することはできなくなります。従って、帰国後も特定口座内で株式の取引を行う予定であれば、出国口座への移管の検討が必要であると考えられます。

Q2

同様に、NISA(少額投資非課税制度)の非課税口座を開設している場合に、海外勤務となった際の取り扱いについて教えてください。

A2

海外勤務にり、平成27年1月1日より、非居住者に該当する非課税口座を開設することができません。ただし、いつたん特定口座または一般口座に移管された株式等を帰国後非課税口座に移管することはできず、非課税の適用を受けることはできません。従って、非課税の適用を受けることができる間に、非課税口座に保有する株式等を売却しておくといった検討も必要であると考えられます。